

事務連絡
令和4年4月1日

各介護サービス等事業所 御中

愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉室

介護処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定に伴う
介護給付費等の請求について

日ごろから本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

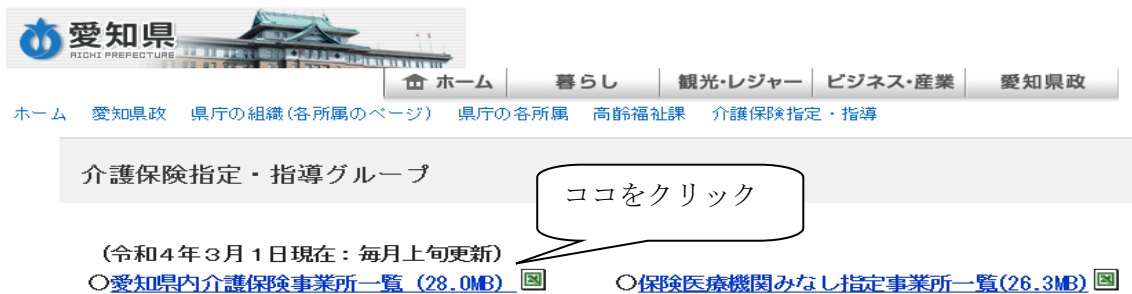
さて、本会では各事業所が指定権者（県・市町村）に提出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に基づき審査を行っておりますが、介護処遇改善加算及び特定処遇改善加算を算定するにあたっては、同一覧表等の提出が毎年、必要になります。

また、令和3年4月報酬改定の経過措置が令和4年3月に終了することに伴い、介護処遇改善加算が加算Ⅳ、Ⅴにて登録されている事業所についても同一覧表の提出が必要となる場合がありますのでご確認ください。

指定権者に提出した同一覧表に記載された加算どおりの介護給付費等の請求がされなかった場合は、**加算の減額ではなく対象明細書が返戻となり、介護報酬等の支払対象となりません**ので、貴事業所における加算の状況等を下記の愛知県高齢福祉課のホームページにて確認のうえ、請求いただきますようよろしくお願いいたします。

記

※指定権者に提出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の情報
ホームページアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>



愛知県 RICHU PREFECTURE



ホーム 暮らし 観光・レジャー ビジネス・産業 愛知県政

ホーム 愛知県政 県庁の組織(各所属のページ) 県庁の各所属 高齢福祉課 介護保険指定・指導

介護保険指定・指導グループ

ココをクリック

(令和4年3月1日現在：毎月上旬更新)

○[愛知県内介護保険事業所一覧 \(28.0MB\)](#)  ○[保険医療機関みなし指定事業所一覧\(26.3MB\)](#) 

※介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の申請に必要な書類等につきましては、各指定権者のホームページ等をご確認ください。

担当：介護保険係
TEL：052-962-1307